

24長第1311号
平成25年3月25日

各 位

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局長寿介護課長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法及び第2次一括法）等の施行に伴う条例及び規則の制定について（長寿介護課所管分）

このことについて、第1次一括法等の施行により老人福祉法、介護保険法及び社会福祉法が改正され、これらの法律において、従来省令で定めていたサービス等の基準を、都道府県及び中核市の条例で定めることとなりました。

これに伴い県が制定しました条例については、平成24年10月23日に公布しているところですが、当該条例の施行に係る規則を平成25年3月15日に公布しました。これら条例及び規則は全て平成25年4月1日に施行されますので、お知らせします（条例及び規則の内訳は別記のとおり）。

なお、所在地が松山市にある事業所及び施設には、松山市が定める条例等が適用されることとなりますので、御留意願います。

(担当) 長寿介護課介護事業者係 TEL : 089-912-2432 FAX : 089-935-8075
--

(別記)

1. 条例（公布：平成24年10月23日 施行：平成25年4月1日）

- (1) 愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (5) 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (6) 愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (7) 愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (8) 愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2. 規則（公布：平成25年3月15日 施行：平成25年4月1日）

- (1) 愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- (2) 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- (3) 愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- (4) 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
- (5) 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則
- (6) 愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
- (7) 愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則
- (8) 愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

【ホームページの御案内】

※条例及び規則の全文は、県ホームページの「県報」のコーナーでご確認いただけます（[愛媛県 県報](#)で検索）。

○条例…愛媛県報平成24年10月23日第2414号外1

　　《軽費老人ホームの基準条例》

http://www.pref.ehime.jp/kenpo/2012k10/documents/kp2414g1-1_1.pdf

　　《軽費老人ホームの基準条例以外》

http://www.pref.ehime.jp/kenpo/2012k10/documents/kp2414g1-2_1.pdf

○規則…愛媛県報平成25年3月15日第2453号

<http://www.pref.ehime.jp/kenpo/documents/kp2453.pdf>

※愛媛県が独自に定めた基準（独自基準）の概要は、県ホームページの「介護サービス事業者の方へ」のコーナーでご確認いただけます（[愛媛県 介護サービス事業者の方へ](#)で検索）。

○愛媛県通知関係

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyuu/index.html>